

令和3年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案概要書

〔追加提出〕

令和3年3月24日

かすみがうら市

目 次

○ 条例に関する議案〔 5 件 〕

議案第 29 号	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	1～2
議案第 30 号	かすみがうら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	3
議案第 31 号	かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	4
議案第 32 号	かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	5
議案第 33 号	かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	6

○ 人事に関する諮問〔 1 件 〕

諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	……………	7
---------	-------------------	-------	---

議案第29号	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>介護保険法施行規則等の改正に伴い、必要な事項について条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>介護保険料の算定において、第7段階、第8段階、第9段階の基準所得金額を210万円、320万円に改正（別紙参照）</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和3年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：介護長寿課 〕</p>	

(別紙)

所得段階別の新旧基準所得金額及び影響保険料額の算定

所得段階	基準所得金額		年間保険料 (円)	旧基準所得額に おいて境界層に 該当する人数 (人)	1人あたりの年 間保険料差額 (円)	年間保険料 影響額 (円)	
	旧	新					
第1段階 (基準額×0.3)	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員住民税非課税の方 世帯全員住民税非課税で課税年金収入額とその他合計所得金額80万円 以下の方		18,720				
第2段階 (基準額×0.5)	世帯全員住民税非課税 で課税年金収入額とそ の他合計所得金額の合 計が	80万円超 120万円以下	80万円超 120万円以下	31,200			
第3段階 (基準額×0.7)		120万円超	120万円超	43,680			
第4段階 (基準額×0.9)	世帯の誰かに住民税課 税されているが、本人 非課税で課税年金収入 額とその他合計所得金 額の合計が	80万円以下	80万円以下	56,100			
第5段階 (基準額)		80万超	80万超	62,400			
第6段階 (基準額×1.2)	本人住民税課税で 合計所得金額が	120万円未満	120万円未満	74,800			
第7段階 (基準額×1.3)		120万円以上 200万円未満	120万円以上 210万円未満	81,100			
第8段階 (基準額×1.5)		200万円以上 300万円未満	210万円以上 320万円未満	93,600	152人	▲ 12,500	▲ 1,900,000
第9段階 (基準額×1.7)		300万円以上 500万円未満	320万円以上 500万円未満	106,000	88人	▲ 12,400	▲ 1,091,200
第10段階 (基準額×1.8)		500万円以上 1,000万円未満	500万円以上 1,000万円未満	112,300			
第11段階 (基準額×2.1)	1,000万円以上	1,000万円以上	131,000				

※人数及び金額については、令和2年度介護保険料の算定に係る申告所得金額を参照した。

議案第30号	かすみがうら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の省令の改正に伴い、必要な事項について条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>高齢者虐待防止の推進、介護保険関連情報等の収集・活用、感染症の予防・まん延の防止に関する措置及び非常時の対応等に係る業務継続計画の策定等について規定する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和3年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：介護長寿課 〕</p>	

議案第31号	かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	---

1 要 旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の省令の改正に伴い、必要な事項について条例の一部を改正するもの。

2 内 容

高齢者虐待防止の推進、介護保険関連情報等の収集・活用、職場におけるセクシャルハラスメント対策、感染症の予防・まん延の防止に関する措置及び非常時の対応等に係る業務継続計画の策定等について規定する。

3 施行年月日

令和3年4月1日

[保健福祉部：介護長寿課]

議案第 3 2 号	かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の省令の改正に伴い、必要な事項について条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>高齢者虐待防止の推進及び介護保険関連情報等の収集・活用について規定する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 3 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：介護長寿課 〕</p>	

議案第 3 3 号	かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の省令の改正に伴い、必要な事項について条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>高齢者虐待防止の推進及び介護保険関連情報等の収集・活用について規定する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 3 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：介護長寿課 〕</p>	

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

1 要 旨

人権擁護委員候補者として、次の者を法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

2 内 容

(1) 委員候補者として推薦する者

氏 名	住 所
坂本 憲志	██
吉田 忠弘	██

(2) 任 期

令和3年7月1日から令和6年6月30日まで（3年）

[保健福祉部：社会福祉課]